

平成27年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第9号

平成27年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成27年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成27年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月20日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 本屋敷 崇	8番 白 川 年 男
9番 白 川 皆 男	10番 大 西 樹
11番 藤 田 昌 大	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 関 洋 三

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	田岡 一道
住民生活課長	森末 史博	福祉保険課長	川田 正広
会計管理者	仁木 正樹	健康増進課長	奈良 泰子
建設土地改良課長	池田 勝正	産業経済課長	久留嶋 一之
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉 博美
学校教育課長	尾崎 裕昭	社会教育課長	脇 隆博
水道課長	天米 賢吾	地籍調査課長	高橋 守

○**関洋三議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○**青野議会事務局長** それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、会議規則14条3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。

次に、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○**関洋三議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○**白川正樹議会運営委員長** それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月18日、午後3時より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会委員6名が出席し、慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

まんのう町特別職報酬等審議会からの答申のあった議員報酬の引き下げについては、本日、議会運営委員会として上程することとなりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 付託案件の委員長報告 予算決算特別委員長
- 日程第7 政策充実特別委員会の委員長報告 政策充実特別委員長
- 日程第8 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告 P F I 問題対策特別委員長
- 日程第9 議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 まんのう町行政手続条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 まんのう町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 まんのう町公民館条例の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第26 議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について
- 日程第27 議案第26号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号
- 日程第28 議案第27号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号

日程第 29 議案第 28 号 平成 26 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算
(案) 第 1 号

日程第 30 議案第 29 号 平成 26 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算 (案)
第 2 号

日程第 31 議案第 30 号 平成 26 年度まんのう町診療所特別会計補正予算 (案) 第
3 号

日程第 32 議案第 31 号 平成 26 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算 (案)
第 2 号

日程第 33 議案第 32 号 平成 26 年度まんのう町下水道特別会計補正予算 (案) 第
2 号

日程第 34 議案第 33 号 平成 26 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正
予算 (案) 第 2 号

日程第 35 議案第 34 号 平成 26 年度まんのう町水道事業会計補正予算 (案) 第 2
号

日程第 36 議案第 35 号 平成 27 年度まんのう町一般会計予算 (案)

日程第 37 議案第 36 号 平成 27 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算 (案)

日程第 38 議案第 37 号 平成 27 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算 (案)

日程第 39 議案第 38 号 平成 27 年度まんのう町介護保険特別会計予算 (案)

日程第 40 議案第 39 号 平成 27 年度まんのう町簡易水道特別会計予算 (案)

日程第 41 議案第 40 号 平成 27 年度まんのう町下水道特別会計予算 (案)

日程第 42 議案第 41 号 平成 27 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算 (案)

日程第 43 議案第 42 号 平成 27 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算
(案)

日程第 44 議案第 43 号 平成 27 年度まんのう町水道事業会計予算 (案)

日程第 45 議案第 45 号 まんのう町特別会計条例の一部改正について 即決で願
いします。

日程第 46 発委第 1 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について 即決でお願いします。

日程第 47 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後 4 時 5 分、委員会を閉会いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、大西豊君、15番、川原茂行君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月5日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長の出席により、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例本会議におきまして、当委員会に付託されました議案は、議案第2号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第22号の8議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について、執行部より、まんのう町の子供たちの育成として、財政調整基金から10億円を充て、その運用益等1,050万円を使い、アスリートの発掘、サイエンス体験、芸術文化体験を行う事業のための条例制定であるとの説明を受けました。

委員より、委託先、対象者についての質疑があり、執行部より、アスリート発掘事業は所属のトップアスリートもいるミズノにお願いし、まずは小学生を対象に行い、小・中・高とつなげていきたい。また、サイエンス、芸術文化部門はミズノ以外を考えているとの答弁がありました。

また、委員より、事業の継続についての質疑があり、執行部より、すぐに結果、効果が出るものではないため、継続していくつもりである。国際的にも通用するような子供を育てたいとの答弁がありました。

また、委員より、子供の特性の見きわめについて、保護者の負担についての質疑があり、執行部より、まずは部活動のある種目で特性を見出し、助言等を行っていきたい。また、町としてはスポーツ少年団活動等とも連携し、食生活アドバイス、送迎などでサポートしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、執行部より、最終処分場エコランド林ヶ谷に関して、昨年、結ばれた中讃広域事務組合と地元団体との協定に基づき改正された中讃広域の条例との整合性を図るための条例改正であり、今後は事業者からの不燃ごみの受け入れをしないこと、また、粗大ごみ収集に

において、今回、マットレス等を追加するに当たり、粗大ごみの処分手数料の上限を4,000円と定める内容とするとの説明を受けました。

委員より、追加する粗大ごみの収集手続について質疑があり、執行部より、町に連絡いただければとりに行き、リサイクルステーションに集め業者に引き渡すとの答弁がありました。

また、委員より、収集の効率化を図るように、また、手数料は余り高くすれば不法投棄が懸念される、住民にはできるだけ負担をかけないように等の意見がありました。

次に、議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について、執行部より、第3次一括法の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、国に定める基準により決められていたものを、厚生労働省令の定める基準に従い市町村が条例で定めることとなったことによる条例の制定である。第28条、記録の整備において、参酌すべき基準として記録の保存期間は5年間とするとした。あとは国の基準どおりである。参酌した理由について等の説明がありました。

委員より、地域包括支援センターに置く保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員は、第1号被保険者数3,000人から6,000人に1人ずつとなっている。まんのう町は、現在、6,532人である。もう1人ずつ置くのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町は地域の一体性の確保と効果的なセンターの運営を図るため、一つの地域包括支援センターとなっている。職員はそれぞれ1名設置が基準となっているが、基準を超える被保険者に対応するため、保健師を1名増員し、2名体制としているとの答弁がありました。

次に、議案第14号 まんのう町介護保険条例の一部改正について、執行部より、介護保険料基準額を月額5,600円と改訂するものである。また、低所得者の軽減措置、そして地域支援事業については、平成29年4月まで猶予期間を設けることとしたことなどの説明がありました。

委員より、猶予期間2年間というのは体制が整ったときということなのか、2年後なのかとの質疑があり、執行部より、2年間は基本的に従前と変わらない。その間にしっかり体制をつくり、2年後より行うとしたとの答弁がありました。

また、委員より、認知症がふえている。待ったなしの状態だと思うが、2年間の間にどう取り組むのかとの質疑があり、執行部より、認知症ケアパスにのっとり取り組んでいく。家族の支援、かかりつけ医が大切である。認知症高齢者に対応する施設として、地域密着型グループホームのほか特別養護老人ホームがある。専門職不足については、医者、町、施設等、チームで連携して取り組んでいくとの答弁がありました。

また、委員より、介護保険料基準額5,600円というのは県下でどのあたりになるのかとの質疑があり、執行部より、まだ確かなことではないが、8市9町中6番目前後になるであろうと予想しているとの答弁がありました。

次に、議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について、執行部より、歯科診療所が本年4月1日より公設民営化となることによる条例改正であり、

名称をまんのう町国民健康保険歯科診療所とし、新たに第5条として業務の委託を追加するなどの改正であるとの説明と受けました。

委員より、委託料及び人員について質疑があり、執行部より、委託料として年間200万円と、保健活動事業による上限200万円である。人員は歯科医師1名、歯科衛生士2名であるとの答弁がありました。

また、委員より、契約期間等についての質疑があり、執行部より、1年契約であるが、次は5年契約を考えている。また、来年度は今までどおり造田、美合、2カ所での診療を行う。琴南支所としては住民に周知するなど、バックアップしていくつもりであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正について、執行部より、内科診療所が経営状態が悪化しており、来年度、約1,700万円の赤字となる予想である。そのため、1,000万円は基金を取り崩し、残り700万円を特別調整交付金で賄う予定である。国から特別調整交付金を受けるためには国保の直営診療所とする必要があるため、条例改正を行うものであるとの説明がありました。

委員より、国保の直営診療所となった場合、今までと診療報酬など変化はあるのかとの質疑があり、執行部より、変わりはない。今までは黒字経営であったため、国保の直営診療所にする必要がなかったとの答弁がありました。

また、執行部より、診療所特別会計は今年度3月末で会計処理を行い、新年度より国民健康保険特別会計に一本化する。基金の繰り入れ、剰余金の扱い等、残務処理があるため、経過措置を設けるつもりであるとの説明がありました。

次に、議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、執行部より、文科省幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正に伴い、現在、まんのう町で定めている保育料一律月額5,000円を、世帯所得の区分に応じて定めようとするものであるとの説明がありました。

委員より、まんのう町独自の減免部分はあるのかとの質疑があり、執行部より、第三子における減免措置として、国は兄、姉が小学校3年生までだが、町ではその制限を外しているとの説明がありました。

次に、議案第22号 まんのう町公民館条例の一部改正について、執行部より、現在の仲南公民館が老朽化のため、仲南公民館を現在の仲南農村環境改善センターに移すことによる条例改正である。それに伴い、部屋の名称変更、使用料の変更等の説明がありました。

委員より、営利目的で使用料をいただいた場合、会計処理はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、町の会計で社会教育施設使用料収入となるとの答弁がありました。

委員より、現在の仲南公民館は3月末で使用できなくなるということなのか。また、今までの公民館での活動は新たなところでも同じようにできるのかとの質疑があり、執行部より、基本的には3月末で閉鎖する。公民館活動については変わりはないとの答弁がありました。

ほかにそれぞれ質疑、意見もありましたが、執行部より、それぞれ答弁があり、委員も了解し、了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について、全会一致で可、議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、全会一致で可、議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について、全会一致で可、議案第14号 まんのう町介護保険条例の一部改正について、全会一致で可、議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について、全会一致で可、議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正について、全会一致で可、議案第20号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について、全会一致で可、議案第22号 まんのう町公民館条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月6日に第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第15号と議案第25号の2議案で、執行部より本会議に引き続き詳細な説明があり、審査を行いましたので報告いたします。

まず、議案第15号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、執行部より、企業の積極的な設備投資や立地を促進し、町内経済の活性化と安定

した雇用の創出につなげるため、企業立地重点促進地域の緑地と環境施設の敷地面積に対する割合の緩和を行うことを目的とし、制定したい等の趣旨説明がありました。

委員より、企業立地促進のために町独自の優遇面を企業にPRして活性化を図るよう意見がありました。

また、委員より、企業立地重点促進地域の区分について、まんのう町内の指定区域は全て甲種区域としているが、指定する種別ごとに優遇措置は変わるのかとの質疑があり、執行部より、面積割合以外は変わらないとの答弁がありました。

また、委員より、町内でも指定した促進地域ごとに立地条件が異なり、一律に甲種指定しないほうが企業誘致をしやすいのではないかと意見があり、執行部より、策定時は甲種指定とするが、立地的なことも考慮し検討していきたいとの答弁でありました。

次に、議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置につきましては、執行部より、この準備協議会の設置については、香川県と6市8町が共同で設置するもので、同じ条件で協議を進めていくことになるとの説明がありました。

委員より、準備協議会の設立当初から参加しておいたほうがいいことは理解できるが、香川用水に依存していない本町の水道事業にとっては消極的な参加であって、渇水時の水道原水供給者としての優位性の確保や森林の水源涵養の向上対策など、町民が納得できる有利な条件をもって交渉に当たるべきではないかと意見があり、町長より、委員の意見も十分踏まえ、準備協議会の中で調整を行うことになるが、相当の覚悟と気構えを持って交渉に臨んでいきたいとの答弁がありました。

委員より、先日、水道事業広域化に関する一般質問での執行部答弁にあった香川用水の導入については熟慮すること、また、適切な事業計画を策定し、過大な計画による水道料金への転嫁を避けることについて、その実行と実現を求める意見がありました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第15号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、全会一致で可、議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第5号、議案第7号から議案第10号、議案第23号までの8議案で、本会議に引き続き執行部より説明があり、審査を行いました。

まず、議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定につきましては、委員より、合併特例債を基金として創設するとしているが、どんなソフト事業に充てる予定なのか、また、有利な起債を利用するということは了解できるが、借金をすることには変わりはなく、住民の理解を得られると考えているのかとの質疑があり、執行部より、約10億円の起債を借り入れることとなるが、あくまでも果実運用型の利息を活用しての3町融和施策に資するソフト事業が原則であり、原資部分は手をつけることなく、さらには元利償還にあわせて70%ほどが後年度に交付税として措置されるという大変有利な起債は住民にも十分理解されるものと考えているとの答弁が、また、利息は約700万円を見込んでおり、現在はまだ対象となる事業は検討中であるが、基本は新町建設計画のイベント事業など、合併してよかったと住民に実感してもらえるようなソフト事業に使っていききたいとの答弁がありました。

また、委員より、町内の公共施設を結ぶ交通網を充実させる必要があるが、この基金で対策はとれないのかとの質疑があり、執行部より、公共交通機関でカバーし切れていない部分に対する事業は対象になる可能性はあるが、一旦サービスを開始すればとめることは難しいため、慎重に計画を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定につきましては、委員より、対象者の年齢制限の設定について40歳以下となっているが、年齢制限を緩和する考えはないのかとの質疑があり、執行部より、前年度の新築住宅物件の所有者を調査したところ、40歳以下の所有者が過半数であったことや、予算枠等を考慮して、40歳という線引きをしたとの答弁がありました。

また、執行部より、議案上程後、町内外からの問い合わせが数多く来ていることから、相当数の若者が本町の定住促進策に関心を示していることが見受けられるとの説明があり、委員から、予算不足で補助金の打ち切りをするということにならないよう対応していくべきであるとの意見がありました。

また、委員より、若者定住促進対策の一環として、地域の受け入れ態勢も整えておく必要があるとの意見があり、執行部より、自治会と連携して、移住してもらいやすい環境整備をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正につきましては、委員より、条例改正に伴う具体的な動きについて質疑があり、執行部より、現在の教育長の任期が切れた時点で、教育委員長と教育長が一体化されること、教育長が常勤の特別職員として位置づけられること、教育長の選出については、従来は教育委員の互選であったが、改正後は町長から議会同意を得て直接任命され、任期が3年となることなどの説明がありました。

次に、議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、委員より、改正案の附則にある経過措置について質疑があり、執行部より、人事院勧告により行うもので、経過措置にも国に準じて設けているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正と、議案第9号 まんのう町行政手続条例の一部改正につきましても、執行部より詳細な説明があり、委員も了解されました。

次に、議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、委員より、新たに追加された機能別消防団員について質疑があり、執行部より、機能別消防団員は災害に関する知識や経験を持つ元消防署員や元消防団員を任命する予定で、現時点では美合地区の定数に足りない分団を対象として考えているとの答弁がありました。

また、委員より、機能別消防団員の活動補償について質疑があり、執行部より、基本消防団員と同じ公務災害補償が適用されるとの答弁がありました。

次に、議案第23号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、執行部より、過疎地域自立促進計画に老朽化したバキュームカーの更新と火葬場の全面改修事業を追加することで、財政的に有利な地方債である過疎債が起債できるため変更したいとの説明がありました。

委員より、火葬場の老朽化問題については以前からわかっていたのではないかと質疑があり、執行部より、平成22年の計画当初に入っていなかったため追加したいとの答弁がありました。

また、委員より、し尿処理事業について、効率的な運営を図るため民営化も視野に入れて検討していくべきであるとの意見がありました。

以上、付託されました案件につきまして慎重に審議し、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定について、全会一致で可、議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定について、全会一致で可、議案第5号 まんのう町教

育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正について、全会一致で可、議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、全会一致で可、議案第8号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について、全会一致で可、議案第9号 まんのう町行政手続条例の一部改正について、全会一致で可、議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、全会一致で可、議案第23号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

○関洋三議長 日程第6、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

予算決算特別委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長、松下一美君。

○松下一美予算決算特別委員長 予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

審査案件は、さきの本会議で当委員会に付託されました議案第26号から議案第43号までの予算関係18議案で、3月10日から5日間にわたり慎重に審議を行いましたので、御報告いたします。

なお、本委員会は議長を除く全議員が委員となっておりますので、審議過程であった質疑や答弁内容に関する詳細な報告は省略いたしますが、今回、特に質疑や意見が多くあった一般会計予算関係を中心に簡潔に報告をさせていただきます。

まず、議案第26号から議案第34号までの補正予算関係について報告いたします。

議案第26号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号の歳入について、委員より、ゴルフ場利用税交付金が減額されていることについての質疑があり、執行部より、平日のゴルフ場利用者が減少したことが原因であるとの答弁がありました。

歳出では、地域創生先行型事業費について、国営讃岐まんのう公園の集客力が経済的効果を地元町として積極的に享受していくための施策を行い、交流人口と町内の滞在時間をふやすために総力を挙げて取り組む必要がある。

また、地域消費喚起生活支援型事業費については、プレミアム商品券の販売方法をよく検討の上、消費拡大と地域経済の活性化を最大限図ることのできる戦略を立てていくべき

である。

平成27年度中に策定に努めることとしている地方版総合戦略については、各種事業の計画実施においては、事業目標を数値化するための裏づけ資料をそろえ、その達成度合いを図るための指標「KPI」、つまり重点業績評価指標を設定しチェックを行うことが事業の進捗状況の可視化と目標の達成につながっていくため、計画段階で十分検討する必要があることや、町が生き残るためには独自性を持った事業を展開していくべきであるなどの意見がありました。

また、自主防災組織補助金の減額補正について、毎年、不用額が多く出ており、本来の事業の目的や趣旨が自治会組織等に十分浸透しているとは思えず、今後も協力を粘り強く防災意識の啓発を行っていくべきであるとの意見や、災害時を想定した地元建設業者との応援体制の充実強化を図っていくよう要望がありました。

教育費の奨学金についても毎年利用者が少なく、サービスの向上と事業推進を図るためにも、制度設計を再検討してはどうかなどの意見がありました。

以上、質疑、討論、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第27号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号から、議案第34号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第2号の8議案につきましても、質疑や意見がそれぞれありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号から議案第43号までの平成27年度当初予算関係の審議につきまして報告いたします。

まず、議案第35号 平成27年度まんのう町一般会計予算（案）につきましては、空き家修繕補助金に関連して、空き家物件の貸し借りは個人間でもよく行われているため、この制度を実情に合わせて活用できるよう見直しを行ってほしいとの要望や、町内への移住者を地域で迎えることのできる体制づくりを推進するべきである。

婚活支援事業については、行政指導で行うべきとの意見や、民間主導で結果を求めず行うべきである。

デマンドタクシー運行事業については、計画的に福祉タクシーのほうへ移行していくべきであるとの意見や、利用者が使いやすいサービスとするために利用制限を緩和してはどうか。

防火水槽設置工事費関係について、防火水槽や消火栓を設置することよりも、既存の用排水路を消火用水利として有効活用できる仕様とすることのほうが、緊急時の水利の利便性と投資経費の縮減を図れるのではないかと。

敬老会開催委託料について、町内一律で見守りを行うより、地域とのつながりを重視し、自治会の自主運営で敬老会を開催したほうがよいのではないかと。そのために自治会組織の強化を促し、自治会に事業費の予算配分をしてはどうか。

斎場の大規模改修工事費について、葬儀は自宅葬から民間の会館葬に移行しており、改

修にあわせて町の斎場も告別式ができる部屋を設けてはどうか。

資源ごみ売払収入について、収入金を教育関係機関や自治会等に還元していくほうが、住民の分別意識への啓発と向上を図っていくことにつながるのではないかと。

香川県海ごみ対策協議会負担金について、海ごみは県が主になり各自治体から負担金を徴収して対応しているが、山の不法投棄ごみは各自治体がそれぞれ回収・処分を行っており、地理的に不利となるところができること、環境整備を考える上で森林と海は切り離せないことから、広域で対応する必要があるのではないかと。

農業施策関係の補助金に関連して、米作農家が飼料用作物の栽培に移行していつているが、同じ作物を同じ目的でつくっても、畜産農家には補助金が出るが、米作農家には出ないという矛盾があり、制度を見直すべきであるなどの意見がありました。

以上、質疑、討論、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計予算から、議案第43号 平成27年度まんのう町水道事業会計予算の8議案につきましても、それぞれ質疑や意見がありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、各議案の審議結果につきましては、お手元に一覧を配付しておりますので、御確認いただきます。

以上、付託されました案件につきまして、会議規則第41条の規定により報告いたしました。

以上で予算決算特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、予算決算特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○関洋三議長 休憩を戻して会議を再開いたします。

日程第7 政策充実特別委員会の委員長報告（政策充実特別委員長）

○関洋三議長 日程第7、政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。

政策充実特別委員会委員長、大西豊君。

○大西豊政策充実特別委員長 第4回政策充実特別委員会の委員長報告を行います。

去る3月17日、13時30分より、全員協議会室において、委員15名、議長同席のもと、執行部より総務課長、企画政策課長出席により、第4回政策充実特別委員会を開催しました。

まず総務常任委員会より、移住促進、定住促進について、空き家対策、パブリックコメント（町民に意見を出していただき、企画を行っていただく）。

次に、建設経済常任委員会より、森林整備について（若い人が林業に携わっていただけるように）、建設業者の夏場の仕事について、農業6次産業化について、町外からの雇用、町内から町外へ出ていく人を減らす対策。

次に、教育民生常任委員会より、婚活について、おせっかい事業、結婚してまんのう町に住んでもらう対策。

以上、各常任委員会の報告を受け、議論を行いました。

各委員より、まんのう町は情報基盤整備も整っているので、全国にもっとPRを行うことが必要である。

まんのう町にしかないもの、例えば四国で唯一日帰りのできる国営讃岐まんのう公園、オートキャンプ場、また、この公園で夏休みに全国から若者が集まるイベントがあり、これを活用すること。香川県森林公園、日本一の大きい満濃池等PRして若者がまんのう町へ来て興味を持ってもらえるようにすることが必要である。

各県（地域）において、婚活のイベントを開催しており、マスコミ等に取り上げられ賛否両論はあるが、まずプランを立て、検討し、実行するべきだ。

まずは、委員長報告を取りまとめる程度でよい。

つり合いを取り合うようなイベントをまんのう町が実行するのは難しい。

民間が行う見合いのようなパーティをバックアップしたらよい。

事業者が男女が出会える場を提供するだけでよい。

婚活等のイベントによって誕生したカップルにお祝い金を出したらよい。

行政が結婚に対して何らかの後押しをすることが大切。結婚していない若者が多く、消極的な人のために講習会もセットで婚活を進めてはどうか。

成人式等各種イベントを活用し、男女の出会いの場をもっとつくるべきである。

政策充実特別委員会で若者を集めて公聴会を開き、若者の意見を聞くことも重要ではないか。

県外からまんのう町へ働きにきている人もいるので、この方たちに定住してもらえるような政策が必要。

まんのう町にはすばらしい自然があるので、森林整備に力を入れれば就業の場もふえ、人口減少に歯どめをかけることができるのではないか。

兼業農家には補助が少ないので、町単独で考えるべきである。

県議会の婚活「おせっかい」条例でも、県の責務、県民の責務、事業者の責務がうたわれており共通テーマである。

今回の意見を箇条書きにして「仮称まんのう町総合戦略有識者会議（企画政策課）」へ提出し、町の政策に反映してもらいたい。

以上のようなさまざまな意見があり、今後、議論を重ね、政策提言を行うことにしました。

以上、委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 8 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告（P F I 問題対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第 8、P F I 問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

P F I 問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

P F I 問題対策特別委員会委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀 P F I 問題対策特別委員長 3 月 1 0 日と 1 3 日に開いた P F I 問題対策特別委員会の審議報告を申し上げます。

委員 6 名出席のもとに、議長、町長、教育長、ほか執行者の出席を得て開催しました。

対策室より、部室の建築、運動場及び防球ネットの整備、解体並びに移転の第 2 期工事の完工確認を得たことの報告を受けて、その日時と検査体制の質疑を行い、とりわけ雨天時の運動場の状況の説明を受けました。

第 2 期工事に伴う変更箇所の協議一覧表 5 2 項目の提出を受けて、この変更は第三者委員会の審理に付されること、さらには工事管理を行った記録を確認して、完工確認済み書を発行することの了承をしました。これにより、町の契約規則と会計規則に基づいて諸手続が進行することになります。なお、今後、施工上の不備が発見されても、瑕疵担保責任や P F I 契約の要求水準に基づく維持管理の一環として特別目的会社が対応することを申し添えます。

次いで、P F I 事件対策特別委員長と副委員長の設定により、当委員会の正副委員長は中田先生と米澤設計士との引き継ぎの会合を 2 月 2 6 日に持ちました。第三者委員会の審議結果への対応判断のために、今後の御指導や助言のお願いを申し上げます。

そして、当特別委員会の視点を第三者委員会にお伝えして、議会との調整を図ることにしました。ただし、第三者委員会の独立性は尊重しなければなりません。

また、第三者委員会の審議を終える時期をめどとして、運営の評価点検を教育民生常任委員会に移行することを目指すことを申し合わせました。

以上、3 月 1 0 日と 1 3 日の特別委員会の審議内容を御報告申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、P F I 問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定について

○関洋三議長 日程第9、議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第1号 まんのう町地域振興基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定について

○関洋三議長 日程第10、議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第2号 まんのう町子ども未来夢基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定について

○関洋三議長 日程第11、議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第3号 まんのう町若者定住促進条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第12、議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第5号 まんのう町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第13、議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第7号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条

例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○**関洋三議長** 日程第 1 4、議案第 8 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 8 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 9 号 まんのう町行政手続条例の一部改正について

○**関洋三議長** 日程第 1 5、議案第 9 号 まんのう町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 9 号 まんのう町行政手続条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第16、議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第10号 まんのう町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第17、議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第11号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定について

○関洋三議長 日程第18、議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第12号 まんのう町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第19、議案第14号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第14号 まんのう町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○関洋三議長 日程第20、議案第15号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第15号 まんのう町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第21、議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第17号 まんのう町国民健康保険歯科診療所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第22、議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第18号 まんのう町立診療所条例の一部改正についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 0 号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 2 3、議案第 2 0 号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 2 0 号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 2 号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 2 4、議案第 2 2 号 まんのう町公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第 2 2 号 まんのう町公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 3 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更について

○関洋三議長 日程第 2 5、議案第 2 3 号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第23号 まんのう町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について

○関洋三議長 日程第26、議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第25号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

動議ございませんか。

どうぞ。

○竹林昌秀議員 予算議案については複数上程されております。採決しやすい単位にまとめて、一括審議、採択することを提案申し上げます。

○関洋三議長 1名以上の賛成者が要りますんですけども、本動議に賛成者ありませんか。

多数から手が挙がっております。

ただいま、竹林議員から予算案の一括採決の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

それでは予算案の一括採決の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに、賛成の諸君は起立を

願います。

(起立多数)

○関洋三議長 起立多数であります。したがって、予算案の一括採決については可決されました。

よって、予算案の議案は一括採決を行います。

日程第27 議案第26号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号

日程第28 議案第27号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号

日程第29 議案第28号 平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号

日程第30 議案第29号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号

日程第31 議案第30号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算(案)第3号

日程第32 議案第31号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)第2号

日程第33 議案第32号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号

日程第34 議案第33号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第2号

日程第35 議案第34号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第2号

日程第36 議案第35号 平成27年度まんのう町一般会計予算(案)

日程第37 議案第36号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

日程第38 議案第37号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)

日程第39 議案第38号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

日程第40 議案第39号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)

日程第41 議案第40号 平成27年度まんのう町下水道特別会計予算(案)

日程第42 議案第41号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)

日程第43 議案第42号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)

日程第44 議案第43号 平成27年度まんのう町水道事業会計予算(案)

○関洋三議長 それでは続けて読み上げます。日程第27、議案第26号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号、次、日程第28、議案第27号 平成26年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第2号、次、日程第29、議案第28号 平成26年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号、次、日程

第30、議案第29号 平成26年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号、日程第31、議案第30号 平成26年度まんのう町診療所特別会計補正予算(案)第3号、次、日程第32、議案第31号 平成26年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算(案)第2号、次、日程第33、議案第32号 平成26年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号、次、日程第34、議案第33号 平成26年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第2号、次、日程第35、議案第34号 平成26年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第2号、次、日程第36、議案第35号 平成27年度まんのう町一般会計予算(案)、次、日程第37、議案第36号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)、次、日程第38、議案第37号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)、次、日程第39、議案第38号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)、次、日程第40、議案第39号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)、次、日程第41、議案第40号 平成27年度まんのう町下水道特別会計予算(案)、次、日程第42、議案第41号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)、次、日程第43、議案第42号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)、次、日程第44、議案第43号 平成27年度まんのう町水道事業会計予算(案)を議題といたします。

本議案については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、討論を省略することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号から議案第43号までの18議案に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第43号までの18議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第45 議案第45号 まんのう町特別会計条例の一部改正について

○**関洋三議長** 日程第45、議案第45号 まんのう町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました議案第45号 まんのう町特別会計条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度末をもって診療所特別会計を廃止するに当たり、平成27年度より国民健

康保険特別会計に帰属させるため、特別会計条例第1条第3号に掲げる「まんのう町診療所特別会計診療所事業」を削除するものでございます。

ついでには、平成27年3月31日で診療所特別会計が廃止となれば、出納整理や決算ができなくなってしまうため、附則の中で診療所特別会計の廃止に伴う経過措置として、平成26年度診療所特別会計の出納整理事務及び決算事務につきましては、改正条例施行後もなおその効力を有するとして、平成27年4月以降も診療所特別会計の出納整理事務及び決算事務ができるようにしました。

さらに診療所特別会計を国民健康保険特別会計の中に移行するため、診療所特別会計廃止の際、同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、国民健康保険特別会計に帰属することと規定いたしました。

これらの特別会計条例の一部改正により、円滑に診療所特別会計を国民健康保険特別会計へ移行できると考えております。

以上、議案第45号 まんのう町特別会計条例の一部改正についての提案理由とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号 まんのう町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46 発委第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第46、発委第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 発委第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案について御説明を申し上げます。

平成27年2月6日にまんのう町特別職報酬等審議会から受けた答申に基づき、議会議員の報酬月額を改定するものです。

なお、答申内容に基づき、平成30年3月31日までの間、現在の報酬月額と改定後の報酬月額との差額を支給する旨の経過措置を設けています。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより発委第1号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第47 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第47、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成27年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員